

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日: 年 月 日

事業所名: 児童発達支援センターA(仮称)

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	他(有着・長畑と比較する)広い分、プログラム構成を工夫して、十分な運動量を確保できているようにしている。	・大きいお兄さん達と一緒にスペースがあまり無いように感じます。 ・もう少し広いと運動しやすい気がします。	狭さを補うように引き続き、プログラム構成によって運動量と運動強度を補うように見直しを随時行います。
	2 職員の適切な配置	常時4~5名居る為、問題ありません。	・何人かをどのように配置されているか知らない。 ・職員の方の取や、どんな専門資格を持っているのかが分かりません。	随時周知してまいります。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設置整備	入口、トイレ、相談室に段差はあるが、指導室は全面フロアマットを敷いており、安全対策としては一定の配慮をしています。	・なかなか行(健全がないので、今どんな様子なのか分かりません。	様子を修正は難しいので、子供たちに対する危険予知の指導を行います。併せて、介助が必要な子供については、確実に職員を配置して、安全確保に努めます。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	コロナウイルスの影響もあり、清掃および消毒は徹底出来ています。	・壁がポロポロと子供から聞いています。	随時修繕してまいります。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	日々(朝礼・終礼以外)にも、気づきがあれば情報共有をしておこなっています。		
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	今後検討していきます。		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	人社時基礎研修以外にも随時研修を行っています。その他についてはOJTを中心に実施しています。		
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	面談時以外にも随時情報共有を行っており、随時更新しています。	・面談時に毎回じっくり話を聞いて下さり、その中で課題を見つけて支援の方向性を決めて下さっています。	子供と保護者のニーズを見極めて、適切に支援を行うと同時に、日々の様子から計画的に教育目標を定めるように努めます。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせさせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	保護者のニーズを踏まえたヒアリングに基づいて計画を作成しています。		
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	保護者が理解しやすい内容になるように留意しています。併せて、不明な点があれば都度説明しています。		
	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	個別支援計画に沿って支援内容を補っています。		
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	プログラムは固定化されているが、スタッフからの気づきや提案があれば検証して取り入れる場合があります。		
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかなスケジュール	スケジュールは固定化しているため、安定した支援が実施出来ています。		
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	コロナ禍の為、イベント(遠足、スポーツ大会など)が全く実施できていません。	・縄跳び、鉄棒、鬼ごっこなどどんなプログラムでやっているとよかったです。	コロナウイルスの影響で、イベントが出来ない分、新しいプログラムの導入により、満足度を高めるよう努めています。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	朝礼で体調確認、安全目標、利用者情報、個別対応の共有を毎日実施しています。		
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りや気付いた点などの情報の共有化	終礼で当日の利用者の様子や、保護者からのお話があれば共有して、内容によっては今後の対応もその場で共有しています。		
	10 日々の支援に關しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	日々の支援の結果を数字で記録しており、定期的に見直しを実施しています。		
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	相談支援事業所と連携してモニタリングを実施しており、関係機関、保護者と情報共有しながら計画の見直しを実施しています。		
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	施設長および児童発達支援管理責任者が対応しています。		
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、教育、教育等の関係機関と連携した支援の実施			
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備			
	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間で支援内容等の十分な情報共有	関係機関とは常時情報共有しています。		
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するこれまでの支援内容等についての十分な情報提供	障がい福祉サービス事業所等からの情報の提供を要求されたら、その都度提供しています。必要に応じて卒業前に当事業所での様子の見学を薦めています。		
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	スタッフの支援レベルや在籍期間に応じて受講してもらっています。		
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供		・交流があるのか分からない。 ・コロナの状況でなかなか難しいと思います。	保護者の声を聞きながら、必要に応じて機会を設けるように検討してまいります。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に関わった事業の運営	安全面やプライバシーの観点から、利用者の関係者に限定して招待する時があります。		
	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	利用者負担については契約時に徹底しています。支援内容はその都度説明しています。		
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	個別面談時には提示しながら説明をしていますが、書面は要求がない限りは提示していません。		
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレントトレーニング等の支援の実施	相談を受けた場合には個別に対応しています。		
4 子どもの発達状況や課題について、日頃から保護者との共理解の徹底	連絡帳と送迎時に口頭で説明しています。			
5 保護者からの子育てでの悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	相談を受けた場合は個別に対応しています。			
6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援		・現状では難しいと思いますが、他の保護者の方のお話も調整して頂いています。	コロナウイルスが収束次第、先ずは子供と保護者が一緒に開かれるイベントとして実施できるように検討してまいります。	
7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情を受けたら苦情処理責任者へ報告を行い、内容により本社と連携して迅速に対応するようにしています。			
8 障害のある子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のための配慮	子供に対しては簡易シムルに、保護者には必要に応じて画像や動画も活用しながら情報共有を実施しています。			
9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	イベントなどの予定は2か月前にアナウンスしています。イベントなどはSNSで発信していますが、コロナ禍の為、イベントを自粛している為、発信出来ていません。	・今は行事が難しいかと思いますが、フェイスブックで活動されているのは知っていました。	今後は、別の別の媒体等、何らかの形で日々の様子を発信できるように検討してまいります。	
10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報保護法に準拠してあり、上層管理に關するやりとりには限定して他事業所と共有しています。			
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	各種マニュアルについては自社マニュアルを作成しており、定期的に共有しています。		
	2 非常災害の発生に備えた、定期的避難訓練、救出その他必要な訓練の実施	定期的実施しています。		
	3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	虐待防止についてはスタッフ間で日常的に啓発しています。		
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明し、了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	原則的に実施していませんが、やむを得ず身体拘束を実施する場合は、組織的な決定と子供と保護者に事前に説明の上、了解を得た場合に行うようになっています。		
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	契約時に食物アレルギーの有無を確認しており、提供するおやつに該当物がなければ確認しています。必要に応じて、保護者に事前準備をお願いする場合があります。		
	6 ヒヤリハット事例等の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハットは朝礼・終礼と共有ツールで共有しています。重要事項は朝礼時に口頭説明の上、スタッフ用掲示板に1か月間掲示しています。		